（四分の一保険料の前納額）

第五条　（略）

2　（略）

3　平成三十一年三月までの間に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の四分の一保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第二十五又は別表第二十六に定める額とする。

（付加保険料の前納額）

第六条　（略）

2・3　（略）

4　平成三十二年三月までの間に法第九条第三号又は附則第五条第六項第一号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の付加保険料を前納する場合（第八条第二項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三十二から別表第三十四までに定める額とする。

5　平成三十二年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの全ての期間の付加保険料を前納する場合（第八条第三項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三十五に定める額とする。

（口座振替による定額保険料の前納額）

第七条　（略）

2　平成三十二年三月までの間に法第九条第三号若しくは附則第五条第六項第一号若しくは第四号又は平成六年改正法附則第十一条第七項第三号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第三十九から別表第四十三までに定める額とする。

3　平成三十二年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの全ての期間の保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第四十四に定める額とする。

4　（略）

（口座振替による付加保険料の前納額）

第八条　（略）

2　平成三十二年三月までの間に法第九条第三号又は附則第五条第六項第一号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の付加保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第四十九から別表第五十一までに定める額とする。

3　平成三十二年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの全ての期間の付加保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第五十二に定める額とする。

4　（略）

（四分の一保険料の前納額）

第五条　（略）

2　（略）

3　平成三十一年三月までの間に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の四分の一保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第二十五又は別表第二十六に定める額とする。

（付加保険料の前納額）

第六条　（略）

2・3　（略）

4　平成三十一年三月までの間に法第九条第三号又は附則第五条第六項第一号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の付加保険料を前納する場合（第八条第二項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三十二から別表第三十四までに定める額とする。

5　平成三十一年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの全ての期間の付加保険料を前納する場合（第八条第三項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三十五に定める額とする。

（口座振替による定額保険料の前納額）

第七条　（略）

2　平成三十一年三月までの間に法第九条第三号若しくは附則第五条第六項第一号若しくは第四号又は平成六年改正法附則第十一条第七項第三号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第三十九から別表第四十三までに定める額とする。

3　平成三十一年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの全ての期間の保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第四十四に定める額とする。

4　（略）

（口座振替による付加保険料の前納額）

第八条　（略）

2　平成三十一年三月までの間に法第九条第三号又は附則第五条第六項第一号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の付加保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第四十九から別表第五十一までに定める額とする。

3　平成三十一年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの全ての期間の付加保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第五十二に定める額とする。

4　（略）